

平成16年12月24日  
周南社協規程第53号

社会福祉法人周南市社会福祉協議会  
しんなんよう指定居宅介護支援事業運営規程

社会福祉法人周南市社会福祉協議会指定居宅介護支援事業運営規程(周南社協規程第27号)の全部を改正する。

全部改正(平成16年12月24日)

改正(平成18年3月29日・平成18年10月18日・平成20年4月8日・平成21年4月6日・

平成24年3月30日・平成27年4月10日・平成28年3月30日)

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人周南市社会福祉協議会が開設する周南市社会福祉協議会しんなんよう指定居宅介護支援事業所(以下「事業所」という。)が行う指定居宅介護支援の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある者(以下「利用者」という。)に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

一部改正(平成18年3月29日)

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅サービス計画の作成を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、利用者の意思及び人格を尊重し、公正、中立、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 周南市社会福祉協議会しんなんよう

(2) 所在地 周南市古川町1番17号(周南市新南陽総合福祉センター内)

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行なうとともに、自らも居宅サービス計画の作成提供に当たる。

(2) 介護支援専門員7名

介護支援専門員は、居宅サービス計画及びサービス担当者会議を開催し、第2条の運営方針に基づく業務を行う。

(3) 事務職員

事務職員は、必要な事務を行う。

一部改正(平成18年10月18日・平成20年4月8日・平成21年4月6日・平成24年3月30日・

平成 27 年 4 月 10 日・平成 28 年 3 月 30 日)

(営業日及び営業時間)

第 5 条 事業所の営業及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日：月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び 1 2 月 2 9 日から翌年 1 月 3 日までを除く。
- (2) 営業時間：午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分までとする。
- (3) 連絡体制等：電話等により、2 4 時間常時連絡可能で、必要に応じて営業日・営業時間外でも対応できる体制とする。

(通常の事業の実施地域)

第 6 条 通常の事業の実施地域は、周南市の区域とする。

(内容及び手続の説明及び同意)

第 7 条 事業所は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、運営規程の概要その他のサービスの選択に必要な事項につき説明を行い、理解を得るものとする。

- 2 事業所は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画書が利用者の同意を基本として作成されるものであること等につき説明を行い、理解を得るものとする。

(指定居宅介護支援の提供方法、内容)

第 8 条 指定居宅介護支援は、要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は、要介護状態となることの予防に資するよう行うとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行うものとする。

- 2 事業所は、自らその提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- 3 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

(1) 居宅サービス計画（ケアプラン）の作成

[居宅サービス計画の担当者の配慮]

(イ) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に関する業務を行う。

[利用者等への情報提供]

(ロ) 居宅サービス計画作成開始にあたっては、利用者及び家族に対し、当該地区における指定居宅サービス事業者等の名簿、サービス内容、利用料等の情報を提供し、利用者又はその家族がサービスの選択を可能とするように支援する。

[利用者の実態把握]

(ハ) 介護支援専門員は、居宅サービス計画作成にあたって利用者の有している能力、提供を受けているサービス等、その他おかれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援するために解決すべき課題を把握する。

[居宅サービス計画の原案作成]

(ニ) 介護支援専門員は、利用者、家族の希望並びに利用者について把握した課題に基づき、当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、提供されるサービスの目標、達成時期、サービスを提供する上での留意点を盛り込んだ居宅サービス計画の原

案を作成する。

[担当者会議]

(ホ) 介護支援専門員は、サービス担当者会議を随時開催し、サービスの種類、内容、費用等について説明し、文書により利用者の同意を得る。

(2) サービスの実施状況の継続的な把握、評価

(イ) 介護支援専門員は、居宅サービス計画作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画の実施状況の把握及び利用者の課題把握を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整、その他便宜の提供を行う。

(3) 介護保険施設の紹介等

(イ) 介護支援専門員は、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難になったと認める場合又は、利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行う。

(ロ) 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院又は、退所しようとする要介護者等から依頼があった場合、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、予め居宅サービス計画の作成等の援助を行う。

(利用料等)

第9条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者からの支払いは、受けないものとする。

2 第6条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費とする。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。

(1) 営業区域から、片道おおむね20キロメートル未満…1,000円

(2) 営業区域から、片道おおむね20キロメートル以上…2,000円

3 前項の費用の支払いを受ける場合は、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意をする旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

一部改正（平成18年3月29日）

(介護予防支援業務の実施)

第10条 事業所は、指定介護予防支援事業所から委託を受けて、介護予防に係るケアプランの策定等の介護予防支援業務を行うことができる。

追加（平成18年3月29日）

(秘密保持)

第11条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

3 事業所は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合には、あらかじめ当該家族の同意を得るものとする。

(苦情処理)

第12条 事業所は、提供した指定居宅介護支援に対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対

応するため、相談窓口の設置その他必要な措置を講ずるものとする。

(損害賠償)

第13条 事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、利用者と相談の上損害賠償を速やかに行うものとする。ただし、利用者又はその家族に重大な過失がある場合は、賠償額を減額できるものとする。

一部改正（平成18年3月29日）

(その他運営についての留意事項)

第14条 事業所は、介護支援専門員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修…採用後1か月以内

(2) 継続研修…随時

2 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項等は、別に定めるものとする。

附 則（平成16年12月24日）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月29日）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年10月18日）

この規程は、公布の日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

附 則（平成20年4月8日）

この規程は、公布の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平成21年4月6日）

この規程は、公布の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則（平成24年3月30日）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月10日）

この規程は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成28年3月30日）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。